

平成26年度 宇都宮市子ども・子育て会議 「第2回教育・保育部会」 議事録

1. 日 時 平成26年6月26日(木) 午後4時15分～午後5時30分
2. 場 所 宇都宮市役所 14A会議室
3. 議 事 「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」における区域の設定及び確保方策の考え方について
4. 出席者
 - 【委 員】加藤邦子部会長, 岡地和男職務代理者, 柳沼淳子委員, 君島道夫委員, 福田清美委員, 佐々木佳子委員, 今井政範委員, 石川英子委員, 國吉眞理子委員, 上澤久子委員, 今井恭男委員, 福田哲夫委員
 - 【事 務 局】〔子ども部〕 高橋部長, 中里次長
〔子ども未来課〕 緒方課長, 篠崎補佐, 高橋主任
〔子ども家庭課〕 大久保課長
〔保育課〕 大根田課長, 篠原補佐, 松島副主幹
有馬係長, 藤江係長, 鈴木係長, 高桑係長,
鈴木主任, 渡邊主任主事, 高橋主事
〔子ども発達センター〕 谷田部所長, 平石副所長
〔生涯学習課〕 大竹課長, 吉澤係長
5. 公開・非公開の別 公開
6. 傍聴者数 4名

発言者	内 容
	<p>1 開会 会議の公開について決定</p> <p>2 議事 (1)「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」における区域の設定及び確保方策の考え方について</p> <p>(事務局説明)</p>
部会長	質問・意見はあるか。
委員	特別支援教室に通う子どもの放課後児童健全育成事業の利用について、指導員の配置を現在は障がい児2名に対して指導員1名を配置している状況であるが、指導員の配置については、障がい児1名の場合でも指導員を配置するなどの検討をおこなってほしい。
事務局	原則的には障がい児2名に対して指導員1名を加配しているところであるが、障がいの程度によっては、障がい児1名に対して、指導員を配置している場合もある。軽度の障がいの場合には、障がい児2名に対して指導員1名で対応している。ケースによって対応が異なる状況となっている。
委員	子どもの家等事業について、小学校がある小学校区内の子どものみが利用できるのか。
事務局	基本的には小学校がある小学校区内の子どもが利用しているが、例えば宇都宮大学附属小学校は昭和小学校の小学校区内にあり、宇都宮大学附属小学校に通う子どもは、昭和小学校の子どもの家を利用している。
委員	自主事業として私立保育所や私立幼稚園等が担っている放課後の児童の預かりは子どもの家等事業に含まれるのか。就学前児童に対して私立保育所が行っている延長保育のニーズに対応する部分は、子どもの家等事業では実施しているのか。

事務局	<p>宇都宮市では、子どもの安全確保の面から、子どもが通っている小学校の敷地内若しくは隣接地で実施している子どもの家の利用が基本となっている。現状のニーズを子どもの家等で対応できているため、民間で実施している放課後児童クラブについては確保方策に含めていない。現在多くの子どもの家が午後7時まで開所しているが、それ以降の時間帯のニーズについては民間の預かり事業を利用している場合もある。</p>
委員	<p>実態としては各小学校の子どもの家等だけではニーズを満たせず、周辺の私立保育所や私立幼稚園が行っている放課後の児童の預かりの利用、夜遅くまでの預かりのニーズが高いのではないかと思う。</p>
事務局	<p>新制度においては、民間で放課後の児童の預かりを行っている事業が放課後児童健全育成事業としての申請があった場合、条例に基づく基準を満たせば認定をしていく仕組みとなる。</p>
委員	<p>放課後児童健全育成事業の教育・保育提供区域は小学校区とすることが提案されたが、今後もニーズが見込まれることを考えるともう少し広い範囲で区域を設定した方がよいのではないか。</p>
部会長	<p>小学校区すべてに子どもの家等を配置することになるので、きめ細かく対応することになる。</p>
事務局	<p>民間の預かり事業については区域を越えた利用ができない訳ではないため、子どもの家等事業としては小学校区ごとにニーズを確保していくために、区域を小学校区としたところである。現実的に、小学校区を越えてニーズを確保していくことは、子どもの安全確保も点において困難であると考え。</p>
部会長	<p>今回は、ニーズ調査の結果に基づき必要なニーズ量の確保を検討した中で、小学校区ごとにニーズ量を満たす子どもの家等の施設の確保していくものであり、新制度導入後のニーズのさらなる高まりなどの状況によっては、さらに検討が必要となる場合もあると考える。</p>
委員	<p>設定する区域の案について、新制度では区域ごとに施設の整備等の対応が異なってくると示されている。現在幼稚園を利用している子どもは区域を越えた利用が多いが、とらえきれているのか。その点についてはどのように考えているのか。</p>

事務局	区域間の移動については、どの地区からどの地区に移動が多いかなど、区域内施設の利用率が高まる区域を利用者の移動の範囲や施設の配置状況等とのバランスを踏まえ設定した。それでもとらえきれていない区域間の移動については、市町間の広域調整の仕組みなどを参考に検討する。
委員	新制度移行後の、幼稚園および保育所を利用する場合の送迎バスの考え方はどのようになるのか。
事務局	幼稚園は多くの方が送迎バスを利用していると思うが、保育所では保護者の就労形態によって送迎の時間が異なるため、基本的にバスの利用はないもと考えている。
委員	幼稚園を利用している保護者の中には、就労している母親もおり、その場合でも送迎バスを利用しているケースもある。遠方から通園している家庭では、働いていても、保護者自身での送迎が困難な場合もあり、送迎バスのニーズはあると考える、
事務局	今後そのような意見や要望、ニーズが高いとなれば、必要な検討をおこなう。
委員	送迎バスの利用意向によっては区域の設定も変わってくるのではないかと。
事務局	区域については、利用するエリアを限定するものではないため、送迎バスの利用希望も含め、利用者は希望する区域でサービスを利用することができる。
委員	区域の設定を行った場合でも需要と供給のバランスに関わらず、認定こども園への移行を希望する幼稚園は認定こども園として認められるのか。どの区域がその該当になるのか。
事務局	国の基本指針に基づき、本市においても需給バランスには関わらず、原則的には幼稚園の認定こども園への移行を認めていく予定である。
事務局	現時点では北西部区域（篠井・富屋）、上河内区域（上河内）が国の基本指針に基づく需給調整の特例に該当すると考えており、現在実施している「施設への意向調査」の結果により再検証する。

委員	<p>区域の案では、宇都宮市を8区域に分けており、全体的にはこの区域設定がよいと考えるが、姿川・陽南・雀宮地区は、4号線で東西、環状線で南北にエリアが分かれている特徴があり、教育・保育施設の施設数も少ないと考えるが、既存の施設を活用した確保方策で十分なのか。姿川・陽南地区と雀宮地区を同じ地区割りとした検討の状況はどのようなになっているのか。</p>
事務局	<p>区域の設定を検討した際の分析では、雀宮地区から、姿川・陽南地区の施設等を利用している実態があった。両区域間相互の利用見込みもあることから、姿川・陽南・雀宮地区を一つの区域とした。この区域にある既存の施設数が少ない点については、今後の各施設の意向調査等を踏まえ、整備の手法をさらに検証する。</p>
委員	<p>区域ごとの供給確保の基本的な考え方についても8区域でよいと考えるが、教育・保育施設の新設を行う場合には、区域の中でも、幹線道路などの要因を踏まえ、より適切な場所を限定して行うべきだと考える。特に、量の見込みに対応する確保方策では、3号認定に対する確保量の不足が見込まれるようなので、3号認定を中心とした施設整備が必要と考えるため、今後さらに検討してほしい。</p>
事務局	<p>ご意見を参考に、今後の整備について検討する。</p>
委員	<p>姿川地区で病児・病後児保育事業を担っているが、年々ニーズは高まっている状況にある。保護者の利便性を考えると、居住地に近い場所に預けられる施設がないと就労している母親等の支援にならないのではないかと。病児を安心して預けられる医療機関併設の同事業をもっと拡充してほしい。そのためには、事業を実施する際の設備の整備に対する補助金などが必要なのではないかと。</p>
事務局	<p>病児・病後児保育事業については、これまでも医療機関に事業の実施を働きかけてきた。しかし、同事業は全国的にも稼働率が低く、キャンセル率も高いという特性があることから、事業の運営が安定しない課題があることから、なかなか事業の実施にいたらない状況がある。また、国の議論ではワークライフバランスの観点から、子どもが病気の際には保護者が仕事を休める環境づくりの必要性も検討されている。</p> <p>今後はニーズを踏まえ、事業を実施する施設の適正配置やワークライフバランスの視点等による検討を進める。</p>

委員	病児・病後児保育事業の特性から、全市1区域が望ましいと思うが、保護者の利便性の点から同事業が市内に適正配置されるように、設置誘導を積極的に図ってほしい。
事務局	病児・病後児保育事業をはじめ、子育て支援サービスが充実するよう検討する。
委員	ワークライフバランスの面から、子どもが病気の際に休めるような、子育て家庭を支援する施策の検討状況はいかがか。
事務局	今年度は、子ども施策の総合計画である「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の改定を行うため、ワークライフバランスについて、仕事と子育ての両立のため、企業がどう子育てを支援するべきか議論をする予定となっている。
部会長	では、以上の議論を踏まえ、教育・保育事業の提供区域の設定については、事務局が提案した案で異議なしとしてよろしいか。
部会員	異議なし。
部会長	各事業等のニーズ量に対する確保方策については、仕事と子育ての両立等の視点により今後継続して議論を行う。
	3 その他
事務局	放課後児童健全育成事業に係る基準の条例案については、第1回の教育・保育部会では、保護者負担金の急激な増加を理由とした経過措置の設定という説明を行ったが、子どもの家連合会等に確認をした結果、各子どもの家等の現状として指導員の確保が課題となっているため、その点についても経過措置を設ける理由に追加した。
部会長	質問・意見はあるか。
委員	経過措置の理由に指導員の確保の点を加えたことは、子どもの家等の現状を反映していると考える。
部会長	以上で、第2回教育・保育部会を終了する。